（準備行為）

第三条　新介護保険法施行規則第二十二条の二十三第一項に規定する研修及び新介護保険法施行規則第二十二条の二十六第一項の規定による事業者の指定に関し必要な手続その他の行為は、第二十二条の二十六の改正規定及び第二十二条の二十七の改正規定の施行前においても、新介護保険法施行規則第二十二条の二十六及び第二十二条の二十七の規定の例により行うことができる。

告示

○法務省告示第七十八号

鹿児島県奄美市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年四月二日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

○厚生労働省告示第七十号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次のように改正する。ただし、平成二十四年三月一日までに製造販売された乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチン（破傷風トキソイド結合体）については、なお従前の例による。

平成二十四年三月二日　厚生労働大臣　小宮山洋子

医薬品各条の部乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチン（破傷風トキソイド結合体）の条３・２・１を次のように改める。

３．２．１　無毒化試験及び毒性否定試験

３．２．１．１　無毒化試験

最終バルクの濃度と推定される濃度である15Lf／mLになるように検体を希釈したものを２本用意し、37±１℃及び５±３℃に42日間置いた試料について次の試験を行う。それぞれ体重250～350ｇの健康なモルモット５匹を用い、１匹当たり５mLを皮下に注射して21日間観察する。

３．２．１．２　毒性否定試験

検体を800Lf／mLに希釈し、体重250～350ｇの健康なモルモット５匹を用い、１匹当たり2.5mLを皮下に注射して21日間観察する。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、奄美市役所又は鹿児島地方法務局奄美支局に照会すること。

平成二十四年三月二日

法務大臣　小川　敏夫

鹿児島県大島郡住用村大字神屋三百四十一番地　廣澤　俊夫

○法務省告示第七十九号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十四年三月二日

法務大臣　小川　敏夫

東京法務局所属　河村　吉晃

東京法務局所属　戸田　信久

東京法務局所属　長久保守夫

大阪法務局所属　吉浦　正明

岡山地方法務局所属　**檜崎**　康英

○文化庁告示第十八号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十四年二月二十二日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十四年三月二日　文化庁長官　近藤　誠一

宗教法人天理教（ただし、天理教点字文庫が実施する業務に限る。）

○厚生労働省告示第七十一号

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二条の二十三第二項の規定に基づき、介護保険法施行規則第二十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百十九号）の全部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。ただし、同日前に開始された研修については、なお従前の例によることができる。

平成二十四年三月二日　厚生労働大臣　小宮山洋子

介護保険法施行規則第二十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程は、介護に従事する職員が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として、別表の課程により行われるものとする。

別表

区分	科目	時間数	備考
講義及び演習	職務の理解	六	講義と演習を一体で実施すること。
	介護における尊厳の保持・自立支援	九	必要に応じて、施設の見学等の実習を活用すること。
	介護の基本	六	
	介護・福祉サービスの理解と医療との連携	九	講義と演習を一体で実施すること。
	介護におけるコミュニケーション技術	六	
	老化の理解	六	
	認知症の理解	六	
	障害の理解	三	

M_w　K_D　R_h